

各種手続きのオンライン申請ができるようになっています!

ぜひご利用ください!

建築審査課では、行政手続きのデジタル化・オンライン化などのデジタルトランスフォーメーション(DX)の取組みを積極的に進めており、新電子申請システムを使ってオンラインで利用できる行政手続きを順次増やしていきます。

以 一		
手続き名称	URL	制度概要
性能向上計画認定		省エネ基準を超える誘導基準等に適合している 建築物で、所管行政庁が認定を行うものです。
低炭素認定		二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物で、所管行政庁が認定を行うものです。
環境配慮計画 (CASBEE)		一定規模以上の建築行為をしようとするときに、工事に着 手する 21 日前までに、環境配慮の措置を記載した「建築 物環境配慮計画書」の提出が必要となります。
省工ネ届出		一定規模以上の建築行為をしようとするときに、工事に着手する 21 日前までに、エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届出なければなりません。

申請フォーム(参考)※ご利用には Graffer アカウントが必要です。







その他の手続き一覧はこちら

<問い合わせ先>

福岡市住宅都市局建築審査課設備係 電話:092-711-4583 Mail:shinsa.HUPB@city.fukuoka.lg.jp